

隠岐の島町 議会だより

2012年(平成24年)10月31日発行
平成24年10月号(第32号)



健康増進をめざす町に。

あけぼの教室のみなさん

- ・産地水産業強化支援・・・2
- ・予算をチェック(質疑)・・・4
- ・賛成反対討論・・・5
- ・議員が町政を問う(一般質問)・・・6
- ・こんな議論がされました(委員長報告)・・・11
- ・議員提案(竹島の領土権確立を)・・・14

24年度
9月定例会

9月定例議会は9月26日から10月5日まで開催されました。

提案された主な議案は、平成24年度一般会計・特別会計補正予算、条例改正、工事請負契約の締結、物品購入契約、23年度決算認定など36件と議員提出議案1件の合計37件です。

提案された条例改正の内容の一部に反対する議員もいたが、全て可決・認定されました。

松田町政に対して、9名の議員が一般質問を行い、補正予算・条例については5名の議員が質疑を行いました。

鮮魚運搬船建造事業に

2億8813万円

(1億5840万円は国の補助金)

魚種、漁獲量に見合った鮮魚輸送の効率化を目指し、老朽化が進む鮮魚運搬船「姫島」の代船として今回更新を行う。



第3 姫島



その他の補正

◆企業参入促進経営強化事業
1360万円

昨年から5カ年計画で経営規模200頭を目指すこととなっており、本年度60頭導入するための補助金。

実施企業

(株)だんだん牧場

県↓760万円
町↓600万円

◆企業参入促進整備支援事業
499万円

水稻事業への参入にあたり、トラクター1台や田植機1台等、生産機械や施設整備のための支援金。

実施企業

勝部表装(有)

県↓434万円
町↓65万円

◆道路維持管理事業
1350万円

飯田大久線、中条線など7路線の側溝修繕や排水路整備等の維持管理費。

◆防火水槽整備事業
800万円

地下式I型40tを神米地区に設置。



防火水槽

◆林業施設災害復旧事業
700万円

一の坂大時線の崖崩れに伴うモルタル吹付工事。

物品購入契約

◆小型

ノンステップバス

契約額

1925万円

業者名

(有)隠岐車輛

◆小型

動力ポンプ付水槽車

契約額

3517万円

業者名

(株)吉谷

◆小型

動力ポンプ付積載車

契約額

761万円

業者名

(株)吉谷



ノンステップバス

条例改正など

◇隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

健全かつ安定的な国民健康保険事業を運営するため、所得割額、均等割額及び平均割額など平均すると11%増の改正を行った。

◇隠岐の島町若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

「ハイツ田井」住宅を若者定住促進住宅に加えるため変更した。



ハイツ田井

◇隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

公営住宅法の改正に伴い、住宅の管理が第三者に代行可能となり島根県住宅供給公社に行わせるため改正した。

◇隠岐の島町印鑑条例、手数料徴収条例の一部を改正する条例

外国人登録法が廃止され、外国人住民についても住民基本台帳に記録されることから変更を行った。

◇隠岐の島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲について、配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれも存在しない場合に限り、兄弟姉妹を支給対象に加える。

◇隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

中央公民館の陶芸設備について使用料の規定に不備があったため条例に追加。



陶芸施設

◇隠岐の島町防災会議条例の一部を改正する条例

災害対策基本法の改正に伴い、防災会議委員の規定整備と条項名の一部改正を行った。

◇隠岐の島町災害対策本部条例の一部を改正する条例

災害対策基本法の改正に伴い条項名の一部改正を行った。

◇町道路線の認定、変更及び廃止について

認定路線

平地区、加茂地区、雨来地区の3路線。

変更路線

東郷地区、中条地区等の7路線。

廃止路線

港町地区、銚子地区等の4路線

工事請負契約

■町道中町中条線道路改良工事

・契約額

6825万円

・業者名

(株)竹田組



隠岐病院入口

平成23年度 決算のあらまし

一般会計は予算額が184億7,488万円に対し収入済み額は179億9,920万円で収入率は97.4%となった。また支出済み額は178億273万円で執行率は96.4%となり、結果1億9,647万円の剰余を生じた。

【意見】

・予算の執行については、一般会計のみでなく各特別会計においても、徹底した経費節減を図るとともに財政確保と効果のある事務事業の執行を行うよう指摘した。

【課題】

・町税並びに使用料手数料等の滞納額は年々増加の傾向にあり今後とも徴収業務に努力する必要がある。
・不納欠損処理については個々の滞納者の実態調査並びに法的根拠に基づき適正な処理を行う必要がある。

※不納欠損とは・・・債務者が死亡し相続人もいない場合や、時効が成立した場合などで徴収が出来ず今後も徴収の見込みがたたない場合、不納欠損処分を行う。